

## 米海軍兵による暴行致傷事件に関する意見書

米本国海軍航空基地に所属する2人の米海軍兵が、10月16日未明、本島中部において、帰宅途中の女性に暴行を加え負傷させたうえ、女性の所持品を持ち去った容疑で逮捕される凶悪事件が発生した。

今回の米海軍兵による蛮行は、女性の尊厳と人権を蹂躪し、住民の平穏な生活を脅かすものであり、県民から激しい怒りと憤りが噴出している。

去る8月にも那覇市において、海兵隊員による強制わいせつ致傷事件があったばかりだが、今回の事件を起こした2人の米海軍兵は、次の任務地であるグアムへ事件の数時間後に出発する予定だった。この事は日米地位協定の米軍人の優先を保障する事を利用した悪質極まりない確信犯的凶行である。

沖縄県民は、戦後67年を経た今もなお、基地から派生する事件・事故等により多くの犠牲と過重な負担を強いられている状況下であり、度重なる米兵による凶悪事件の発生は、日米両政府がいかなる再発防止策や綱紀粛正をいくら強調しても事件や事故が繰り返されることを如実に証明するものである。

いま、沖縄県民が、自らの生命と安全を守るために、心をひとつにして、オスプレイの強行配備に反対していることは、この幾多の基地被害の歴史的体験を踏まえたものであることを日米両政府は真摯に受け止めるべきである。

よって、うるま市議会は、市民と県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の2人の米海軍兵による蛮行・凶悪事件に関し、渾身の怒りを込めて、厳重に抗議するとともに関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

### 記

1. 加害者に対する厳正な処罰と被害者への完全補償と心のケアを行うこと。
2. 市民と県民が安心して生活できる実効性のある抜本的な再発防止策を講じること。
3. 米軍関係者の優先を保障する不平等な「日米地位協定」の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月23日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長